別表中

「

⑵	㈠　当該住宅耐震改修に要した費用の額		円
	㈡　補助金等の交付の有無		有　無
	「有」の場合	補助金等の額	円
	㈢　㈠から㈡を差し引いた金額		円
	㈣　当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額		円
	㈤　㈢又は㈣の金額のうちいずれか少ない金額		円

」を

「

⑵	㈠　当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額		円
	㈡　当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無		有　無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	㈢　㈠から㈡を差し引いた金額		円
	㈣　当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額		円
	㈤　㈢又は㈣の金額のうちいずれか少ない金額		円

」に

改め、同表の備考１①中「共有住宅及びマンションについては、住宅耐震改修の費用の総額のうち、所得税額の特別控除を受けようとする者が負担した費用の額」を「租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第26条の28の４第２項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示（平成21年国土交通省告示第383号）に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額（当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）」に改め、同②中「補助金等の交付」を「当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付」に、「、住宅耐震改修」を「、当該住宅耐震改修」に改め、同③中「租税特別措置法施行令（昭和26年政令第43号）第26条の28の４第２項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示（平成21年国土交通省告示第383号）に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額（共有住宅及びマンションについては、当該住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額に、住宅耐震改修の費用の総額のうち所得税額の特別控除を受けようとする者が負担した費用が占める割合を乗じて得た金額）」を「租税特別措置法第41条の19の２第２項の規定に基づく当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」に改める。

附　則

１　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

２　居住者が、平成二十六年四月一日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百四十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十五項第五号の規定に基づき、平成十九年国土交通省告示第四百七号の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

「第二十六条第二十三項第五号」を「第二十六条第二十五項第五号」に改め、「同令第二十六条の四第四項」の下に「及び第二十六条の二十八の五第七項」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、「第二十六条第二十三項第五号」を「第二十六条第二十五項第五号」に改める部分は、平成二十五年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百四十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十五項第六号、第二十六条の四第八項及び同条第十八項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

「第26条第23項第６号」を「第26条第25項第６号」に改める。

１中「第41条第６項」を「第41条第13項」に、「平成24年12月31日」を「平成27年12月31日」に、「第26条第24項」を「第26条第26項」に、「同条第23項第６号」を「同条第25項第６号」に、「地域の区分(住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第３号）別表第１に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。)」を「地域区分（エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第１号）別表第４に掲げる地域区分をいう。以下同じ。)」に、「Ⅵ地域」を「８地域」に、「日本工業規格Ａ9511」を「工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ａ9511」に改め、同ア、ウ、エ及びオ中「地域の区分」を「地域区分」に改める。

２中「平成24年12月31日」を「平成27年12月31日」に、「第26条第23項第６号」を「第26条第25項第６号」に、「地域の区分」を「地域区分」に改める。

２の表（い）の項中「地域の区分」を「地域区分」に、「Ⅰ」を「１及び２」に、「Ⅱ」を「３」に、「Ⅲ」を「４」に、「Ⅳ」を「５及び６」に、「Ⅴ」を「７」に、「Ⅵ」を「８」に改め、同（は）の項中「地域の区分」を「地域区分」に改め、同表の１中「すべて」を「全て」に改める。

３中「地域の区分」を「地域区分」に改める。

３の表（い）の項中「地域の区分」を「地域区分」に、「Ⅰ」を「１及び２」に、「Ⅱ」を「３」に、「Ⅲ」を「４」に、「Ⅳ」を「５及び６」に、「Ⅴ」を「７」に、「Ⅵ」を「８」に改め、同表の１中「すべて」を「全て」に改める。

別表１―１―１地域の区分の項、別表１―２地域の区分の項及び別表１―３地域の区分の項中「地域の区分」を「地域区分」に、「Ⅰ」を「１及び２」に、「Ⅱ」を「３」に、「Ⅲ」を「４」に、「Ⅳ」を「５及び６」に、「Ⅴ」を「７」に改める。

別表２―１―１地域の区分の項及び別表２―２地域の区分の項中「地域の区分」を「地域区分」に、「Ⅰ及びⅡ」を「１、２及び３」に、「Ⅲ」を「４」に、「Ⅳ及びⅤ」を「５、６及び７」に改める。

別表２―３地域の区分の項中「地域の区分」を「地域区分」に、「Ⅰ及びⅡ」を「１、２及び３」に、「Ⅲ、Ⅳ及びⅤ」を「４、５、６及び７」に改める。

別表３地域の区分の項及び別表４―１地域の区分の項中「地域の区分」を「地域区分」に、「Ⅰ」を「１及び２」に、「Ⅱ」を「３」に、「Ⅲ」を「４」に、「Ⅳ」を「５及び６」に、「Ⅴ」を「７」に、「Ⅵ」を「８」に改める。

別表４―２地域の項中「地域」を「地域区分」に、「Ⅰ」を「１及び２」に、「Ⅱ」を「３」に、「Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ」を「４、５、６、７及び８」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　１中「平成24年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める部分及び２中「平成24年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める部分　公布の日

二　「第26条第23項第６号」を「第26条第25項第６号」に改める部分、１中「第26条第24項」を「第26条第26項」に、「同条第23項第６号」を「同条第25項第６号」に改める部分及び２中「第26条第23項第６号」を「第26条第25項第６号」に改める部分　平成二十五年六月一日

三　１中「第41条第６項」を「第41条第13項」に改める部分　平成二十六年一月一日